

茨城県 食の安全・安心確保基本方針

茨城県では、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針として、「茨城県食の安全・安心確保基本方針」を策定いたしました。
ここでは、その概要についてご紹介します。

基本方針の位置づけ

基本方針の位置づけは以下のとおりです。

- 「茨城県食の安全・安心推進条例」第7条の規定に基づき策定

基本的な考え方

2つの基本的な考え方を規定します。

- 県民の生命及び健康を保護すること
- 消費者から信頼される安全にかつ安心して消費できる食品の生産及び供給に寄与すること

茨城県食の安全

基本理念

3つの基本理念に基づき施策を実施します。

- 食の安全・安心の確保は、県民の生命及び健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下で、必要な措置が講じられることにより、行われなければならないこと。
- 食の安全・安心の確保は、県民の健康への悪影響を未然に防止する観点から、科学的知見に基づき必要な措置が講じられることにより、行われなければならないこと。
- 食の安全・安心の確保は、県、食品関連事業者及び県民がそれぞれ責務及び役割を認識し、協働して行うことを旨として、行われなければならないこと。

関係者の責務・役割

関係者それぞれの責務や役割を規定します。

県の責務

- 関係部局が連携し、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に策定・実施すること

食品関連事業者の責務

- 食の安全・安心の確保について第一義的責任を有していることを認識すること
- 食の安全・安心を確保するために必要な措置を適切に講ずること

県民の役割

- 食の安全・安心の確保に関する知識及び理解を深めること
- 食の安全・安心の確保に関する施策について意見を表明するように努めることにより、積極的な役割を果たすこと

推進体制

以下の体制で総合的な食の安全・安心確保対策を推進します。

茨城県食の安全・安心委員会

食品関連事業者、消費者、学識経験者等で構成されます。県の施策に対して評価・助言を行うとともに、関係者相互の情報共有や理解を推進します。

茨城県食の安全・安心対策連絡会議

県の関係部局等から構成されます。関係部署の連携強化、情報の共有化を図り、県庁全体で食の安全・安心に取り組みます。

市町村、関係自治体及び国との連携

市町村、都道府県・政令市や国の機関との連携を強化し、情報の収集と提供に努めます。

安心確保基本方針

取り組み

3つの施策の方向に沿い、県、食品関連事業者及び県民が一体となって食の安全・安心の確保の取り組みを推進します。

施策の方向：1 生産から消費に至る食の安全・安心の確保

食品の生産から消費に至る各段階において、食の安全・安心を確保するための取り組みを推進します。

生産段階における安全性の確保	<ul style="list-style-type: none">○ 安全な農産物の生産○ 安全な畜産物の生産○ 安全な水産物の生産○ 農林水産物の出荷等の規制
製造・加工段階における安全性の確保	<ul style="list-style-type: none">○ 食品営業施設等に対する監視指導○ 高度な衛生管理手法の普及啓発○ 食品事業者による自主衛生管理の推進○ 給食施設における衛生管理の推進
流通・販売段階における安全性の確保	<ul style="list-style-type: none">○ 県内流通食品の安全性の確保○ 不良食品等の自主回収○ 無承認無許可の医薬品成分を含む健康食品等の流通防止○ 安全な食肉流通の確保○ 輸入食品の安全性の確保
消費段階における安全性の確保	<ul style="list-style-type: none">○ 食品衛生の普及啓発
調査研究等の推進	<ul style="list-style-type: none">○ 調査研究の推進及びその成果の普及

施策の方向：2 食品に関する正確な情報の提供

県民が安心して食生活を送るため、県民自らが食品を選択するうえで、判断に必要な情報の提供を推進します。

適正な食品表示の普及	<ul style="list-style-type: none">○ 食品表示に関する普及啓発○ 食品関連事業者の表示適正化に係る取り組みへの支援
トレーサビリティシステムの促進	<ul style="list-style-type: none">○ 主要農畜産物のトレーサビリティシステムの促進
食品の安全性に関する情報の収集及び提供	<ul style="list-style-type: none">○ 食品の安全性に関する情報の収集及び提供○ 市町村等と連携した情報の収集及び提供○ 食品安全相談体制の充実

施策の方向：3 県，食品関連事業者及び県民の相互理解・信頼関係の確立

県民の食品に対する信頼を確保するため，県，食品関連事業者及び県民が相互理解を深める取り組みを推進します。

施策の提案制度の普及	○ 施策の提案制度の普及
相互理解の促進	○ リスクコミュニケーションの推進
食育の推進	○ 食品の安全性に関する知識の習得と実践
地産地消の推進	○ 地産地消の推進
認証制度等の普及	○ 特別栽培農産物の認証 ○ いばらきハサップの認証
健康危機管理体制の整備	○ 健康危機管理体制の整備



Q 基本方針の施策は，具体的にどのように実施していきますか？

A. 基本方針の具体的な行動計画として，平成 22 年度からの 3 年間を期間とした「茨城県食の安全・安心確保アクションプラン」を策定し，施策を推進していきます。アクションプランでは施策ごとに目標値等を設定します。

Q アクションプランの進捗状況はどのように管理するのですか？

A. アクションプランの進捗管理は「茨城県食の安全・安心対策連絡会議」で行います。さらに，アクションプランの進捗について，毎年度「茨城県食の安全・安心委員会」に報告し，評価や助言を受けたいうで，公表することとしております。

Q 基本方針やアクションプランの具体的な内容は？

A. 具体的な内容については，インターネットにて「いばらき食の安全情報 Web Site」（茨城県保健福祉部生活衛生課食の安全対策室 HP）をご覧ください。下記までお問い合わせください。

●このパンフレットについてのお問い合わせは

茨城県食の安全・安心対策連絡会議事務局 (茨城県保健福祉部生活衛生課食の安全対策室)

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6
TEL:029-301-3424 FAX:029-301-0800 E-mail: seiei2@pref.ibaraki.lg.jp

いばらき食の安全情報 WebSite

<http://www.shoku.pref.ibaraki.jp/>

この条例の概要や食中毒に関する情報等，食の安全に関する様々な情報を提供しています。